



手続き・申請

就学援助制度のお知らせ

問 教育委員会学校教育課 ☎58・2111 (内線7111)

市では、小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学が困難な方に対し、学校で必要な費用の一部を援助しています。希望する方は学校または学校教育課にご相談ください。

▼対象者Ⅱ市税に滞納がなく、次の①～③にあてはまる方など

- ①児童扶養手当を受給中の方
- ②市・県民税が非課税である世帯の方
- ③世帯全員の所得合計額が基準以下の方(下記表参照)

▼援助の内容Ⅱ学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、給食費

※申請した日の属する月の翌月から支給されます。

▼申請方法Ⅱ制度のご案内と申請書類は各学校で配布しております。必要書類に記入・押印の上、お子さまの在学する学校へ提出してください。

新入学学用品費の入学前支給を行います

▼対象者Ⅱ平成31年度小中学校新入生の保護者のうち、右記の就学援助の対象となる方で、平成31年1月1日に市内に住

所が有る方

▼申請方法

■小学校新1年生の保護者の方
○必要書類に記入・押印の上、2月15日(金)(必着)までに学校教育課へ提出してください。制度のご案内と申請書類は学校教育課で配布しているほか、

■(参考)平成30年度認定基準表

世帯構成	所得基準額 (持ち家あり)	所得基準額 (持ち家なし)
小学生、母	165万円	238万円
小学生2人、父、母	280万円	350万円
小学生、父、母、祖母	267万円	338万円

※世帯の構成人数や年齢などにより基準は異なるので、表はあくまでも目安の金額です。

市ホームページからもダウンロードできます。

■中学校新1年生の保護者の方

○現在、就学援助を受けていない方で、新入学学用品費の支給を希望する場合は、在学している小学校に申請してください。

○平成31年3月1日現在、就学援助の認定を受けている方については、新入学学用品費は3学期分と一緒に支給されますので、改めての申請は必要ありません。

▼お知らせⅡ小中学校新入生の保護者あてに1月下旬に発送予定の就学通知に就学援助に関する詳しいご案内を同封します。



お知らせ 地区計画変更に関する案の縦覧

お知 谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111 (内線5104)

伊奈・谷和原丘陵部地区(みらい平地区)地区計画の変更の案について、都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。

案に対しご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができま

▼案の内容Ⅱ伊奈・谷和原丘陵部地区(みらい平地区)地区計画の変更(富士見ヶ丘三丁目誘致施設の一部制限の変更)



手続き・申請

交通事故などにあつた際は届け出を

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111 (内線4407)

国保・後期高齢者医療制度加入者の方へ

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人が、交通事故や犬に咬まれたなど第三者(自分以外)の行為によつて負傷した場合、被害届を提出することで、保険証を使って治療を受けることができます。

本来、その場合の治療費は、加害者が負担するべきものです。が、国保・後期高齢者医療が一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

【第三者行為の例】
○交通事故にあつた(自動車事故、自転車事故など)
○他人の犬に咬まれた、他人に殴られたなど

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに国保・後期高齢医療の窓口へ届け出(連絡)をしてください。

■次の場合も届出が必要です
○自損事故を起こしたとき
○同乗中の事故などで、相手(加害者)が家族や親戚の場合
○相手が不明の場合
○自身の過失が大きい場合

■示談前に必ずご連絡を
相手方との取り決めや示談をする前に届け出ください。示談内容により、第三者行為によつて医療機関で受診した治療費については、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談をする場合も必ず、事前に国保年金課へご連絡ください。

■保険証が使えないもの
○業務上のけがや病気
※けんかや泥酔、犯罪による傷病については、保険証が使用できない場合があります。